

【 麻 酔 】

4 2 1 静脈麻酔（小児の骨髄穿刺等）の算定について

《令和 6 年 1 2 月 2 7 日》

○ 取扱い

小児における次の診療行為に対する L 001－2 静脈麻酔の算定は、原則として認められる。

- (1) 骨髄穿刺
- (2) 腰椎穿刺
- (3) C T 撮影
- (4) M R I 撮影

○ 取扱いを作成した根拠等

静脈麻酔とは、静脈注射用麻酔剤（全身麻酔剤のイソゾール、ラボナール、プロポフォール、ケタミン、麻酔用神経遮断剤のドロペリドール）を用いた全身麻酔であり、意識消失を目的とするものである。小児、特に幼小児では、限られた時間で上記の診療行為を安全かつ適切に実施するために必要である。

以上のことから、小児における上記の診療行為に対する L 001－2 静脈麻酔の算定は、原則として認められると判断した。